第十二条第五項の表市町村の項第四号算式の符号V_n中「（平成23年度」の下に「及び平成24年度」を加え、同号算式の符号V_{11}、W_{12}、W_{13}、W_{14}、W_{15}及びW_{16}を同号算式の符号U_{11}、V_{12}、V_{13}、V_{14}、V_{15}及びV_{16}とし、同号算式の符号W_{17}中「0.0243」を「0.0239」に、「0.0297」を「0.0293」に改め、同号算式の符号W_{17}及びW_{18}を同号算式の符号V_{17}及びV_{18}とし、同号算式の符号W_{19}中「0.0149」を「0.0243」に、「0.0212」を「0.0306」に改め、同号算式の符号W_{19}を同号算式の符号V_{19}とし、同号算式の符号W_{20}イ中「0.0176」を「0.0171」に改め、同号算式の符号W_{20}を同号算式の符号V_{20}とし、同号算式の符号W_{21}中「0.0086」を「0.0140」に、「0.0081」を「0.0162」に改め、同号算式の符号W_{21}、W_{22}及びW_{23}を同号算式の符号V_{21}、V_{22}及びV_{23}とし、同号算式の符号V_{23}の次に次のように加える。

V_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの	0.0054
	イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0053

第十二条第五項の表市町村の項第四号算式の符号X_n、Y_{12}、Y_{13}、Y_{14}、Y_{15}及びY_{16}を同号算式の符号W_n、X_{12}、X_{13}、X_{14}、X_{15}及びX_{16}とし、同号算式の符号Y_{17}中「0.0405」を「0.0398」に、「0.0495」を「0.0488」に改め、同号算式の符号Y_{17}及びY_{18}を同号算式の符号X_{17}及びX_{18}とし、同号算式の符号Y_{19}中「0.0248」を「0.0405」に、「0.0353」を「0.0510」に改め、同号算式の符号Y_{19}を同号算式の符号X_{19}とし、同号算式の符号Y_{20}イ中「0.0293」を「0.0285」に改め、同号算式の符号Y_{20}を同号算式の符号X_{20}とし、同号算式の符号Y_{21}中「0.0143」を「0.0233」に、「0.0135」を「0.0270」に改め、同号算式の符号Y_{21}、Y_{22}、Z_{11}、AA_{12}、AA_{13}、AA_{14}、AA_{15}及びAA_{16}を同号算式の符号X_{21}、X_{22}、Y_{11}、Z_{12}、Z_{13}、Z_{14}、Z_{15}及びZ_{16}とし、同号算式の符号AA_{17}中「0.0243」を「0.0239」に、「0.0297」を「0.0293」に改め、同号算式の符号AA_{17}及びAA_{18}を同号算式の符号Z_{17}及びZ_{18}とし、同号算式の符号AA_{19}中「0.0149」を「0.0243」に、「0.0212」を「0.0306」に改め、同号算式の符号AA_{19}を同号算式の符号Z_{19}とし、同号算式の符号AA_{20}イ中「0.0176」を「0.0171」に改め、同号算式の符号AA_{20}を同号算式の符号Z_{20}とし、同号算式の符号AA_{21}中「0.0086」を「0.0140」に、「0.0081」を「0.0162」に改め、同号算式の符号AA_{21}及びAA_{22}を同号算式の符号Z_{21}及びZ_{22}とする。

第十二条第五項の表市町村の項第五号算式中「561円」を「544円」に改め、同号算式の符号中「D_{15}=0.0170」を「D_{15}=0.0168」に改める。

第十二条第五項の表市町村の項第六号算式を次のように改める。

算式	$\{B+\sum_{n=12}^{13}(C_n\times D_n)\}\times\alpha\times 0.42+\sum_{n=14}^{24}(C_n\times D_n)\times\alpha\times 0.37+\{B+\sum_{n=12}^{13}(C_n\times E_n)\}\times(1-\alpha)\times\beta+\sum_{n=14}^{17}(C_n\times E_n)\times(1-\alpha)\times\gamma+\sum_{n=18}^{24}(C_n\times E_n)\times(1-\alpha)\times\delta+F\times 94円\times\dfrac{0.5+G\times 0.55+H+I+\sum_{n=12}^{21}(J_n\times K_n)+\sum_{n=18}^{17}(L_n\times M_n)+\sum_{n=12}^{14}(N_n\times O_n)+\sum_{n=12}^{24}(P_n\times Q_n)+\sum_{n=12}^{24}(R_n\times S_n)+\sum_{n=16}^{24}\{(T_n+U_n)\times V_n\}+\sum_{n=18}^{24}(W_n\times X_n\times\varepsilon_n)-Y\times 0.5}{A}$

第十二条第五項の表市町村の項第六号算式の符号C_5中「平成23年度まで」を「平成24年度まで」に改め、「負担金に充てるため平成23年度」の下に「及び平成24年度」を加え、「並びに」を「、」に、「地方債を除く。）」を「地方債並びに再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）」に改め、同号算式の符号中「D_{16}=0.0594」を「D_{16}=0.0592」に改め、同号算式の符号D_{17}中「0.0535」を「0.0533」に、「0.0657」を「0.0654」に改め、同号算式の符号D_{18}中「0.0538」を「0.0536」に、「0.0662」を「0.0657」に改め、同号算式の符号D_{19}中「0.0325」を「0.0538」に、「0.0472」を「0.0683」に改め、同号算式の符号D_{20}中「0.0329」を「0.0327」に、「0.0386」を「0.0383」に改め、同号算式の符号D_{21}中「0.0185」を「0.0309」に、「0.0182」を「0.0357」に改め、同号算式の符号D_{23}の次に次のように加える。

D_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの	0.0121
	イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0117

第十二条第五項の表市町村の項第六号算式の符号中「E_{16}=0.0594」を「E_{16}=0.0592」に改め、同号算式の符号E_{17}中「0.0535」を「0.0533」に、「0.0657」を「0.0654」に改め、同号算式の符号E_{18}中「0.0538」を「0.0536」に、「0.0662」を「0.0657」に改め、同号算式の符号E_{19}中「0.0325」を「0.0538」に、「0.0472」を「0.0683」に改め、同号算式の符号E_{20}中「0.0329」を「0.0327」に、「0.0386」を「0.0383」に改め、同号算式の符号E_{21}中「0.0185」を「0.0309」に、「0.0182」を「0.0357」に改め、同号算式の符号E_{23}の次に次のように加える。

E_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの	0.0121
	イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0117

第十二条第五項の表市町村の項第六号算式の符号J_5中「平成23年度まで」を「平成24年度まで」に改め、「負担金に充てるため平成23年度」の下に「及び平成24年度」を加え、「並びに全国的に」を、「地方債を除く。）」を「地方債並びに再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）」に改め、同号算式の符号中「K_{16}=0.0267」を「K_{16}=0.0266」に改め、同号算式の符号K_{17}中「0.0241」を「0.0240」に、「0.0296」を「0.0294」に改め、同号算式の符号K_{18}中「0.0237」を「0.0236」に、「0.0291」を「0.0289」に改め、同号算式の符号K_{19}中「0.0143」を「0.0237」に、「0.0208」を「0.0301」に改め、同号算式の符号K_{20}中「0.0145」を「0.0144」に、「0.0170」を「0.0169」に改め、同号算式の符号K_{21}中「0.0081」を「0.0136」に、「0.0080」を「0.0157」に改め、同号算式の符号K_{23}の次に次のように加える。